

秋季全国火災予防運動
11月9日(土)～15日(金)

【令和6年度防火標語】

守りたい 未来があるから 火の用心

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。ごみの屋外焼却や不適切な火の取り扱いには行わないでください。

火の用心



◆火災予防の4つの習慣

- ・寝たばこは絶対しない、させない
- ・ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ・火を使うときは、そばを離れない
- ・コンセントはほこりを清掃し、不要なプラグは抜く

◆火災予防の6つの対策

- ・ストーブやコンロなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ・火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ・部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防災品を使用する
- ・消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ・お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保する
- ・訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

◆住宅用火災警報器の設置と管理

消防法で、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

ご自身の命や財産を住宅火災から守るため、住宅用火災警報器を設置し、日頃から点検を行い、適正な管理に努めてください。



▼消防本部予防課

☎23-4074

田原警察署だより

▶田原警察署 ☎23-0110

■広げよう支援の輪

11月25日～12月1日は、「犯罪被害者週間」です。犯罪被害に遭うと、物を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、精神的ショックや捜査・裁判などの時間的負担に苦しめられます。

被害者の周りの方たちは、思いやりの心を持って対応することが重要です。

警察は各種犯罪被害相談窓口を設け、犯罪の被害に遭われた方やそのご家族・友人の方からのさまざまな相談に応じています。警察だけで対応できない場合は、専門の機関をご紹介します。



▼環境政策課

☎23-3541

薪ストーブの使用にご注意を！

気温が低くなり、薪ストーブを使い始める時期になりました。魅力やメリットが多い薪ストーブですが、メンテナンスと、煙や臭いの対策が必要です。

◆使用する際の注意点

- ・使用前には点検する
- ・こまめに清掃を行う
- ・しっかりと乾燥させた薪を使う
- ・※外に煙や煤が発生する場合がありますので、点火する時間を検討しましょう。



DATA

▶田原市のデータ

9月

交通事故発生件数	<ul style="list-style-type: none"> ●人身9件(98件) ●負傷15人(122人) ●死亡0人(4人) ●物損86件(949件)
窃盗犯罪発生件数	<ul style="list-style-type: none"> ●侵入盗0件(19件) ●乗物盗1件(12件) ●非侵入盗8件(79件)
火災・救急件数	<ul style="list-style-type: none"> ●火災3件(21件) ●救急232件(2009件)

※()内の数字は2024年の累計



愛と感謝と奉仕
福寿園グループ

愛知県田原市六連町神ノ釜9-3
TEL.0531-27-0008



道の駅や酒店で好評発売中

田原の芋焼酎 亀若・亀若花

企画：亀若倶楽部 田原市田原町巴江3番地1 TEL.0531-36-5188

飲酒は20歳から お酒は適量を 飲酒運転は法律で禁止されています
妊娠中や授乳期の飲酒は、胎児・乳児に悪影響を与えるおそれがあります